

高額療養費制度について

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えて支払った医療費が、保険者又は市役所から払い戻されます。

この場合、医療機関の窓口で医療費の自己負担分をいったん支払い、後日保険者又は市役所に申請して、払い戻しを受けます。申請の際には、領収書の提出が必要となります。

（2015年1月1日から）

●70歳未満の方

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方（※2）
年収約1,160万円～の方 <small>健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得（※1）901万円超の方</small>	252,600円 +（医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円の方 <small>健保：標準報酬月額53万円以上79万円未満の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方</small>	167,400円 +（医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370～約770万円の方 <small>健保：標準報酬月額28万円以上50万円未満の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方</small>	80,100円 +（医療費－267,000円）×1%	44,400円
～年収約370万円の方 <small>健保：標準報酬月額26万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方</small>	57,600円	44,400円
住民税非課税の方	35,400円	24,600円

（※1）ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）

●70歳以上の方

		ひと月あたりの自己負担限度額		3月以上ご負担いただいた方（※2）
		外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯合算）	
現役並みの所得者 <small>健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：課税所得690万円以上</small>		252,600円＋ （医療費－842,000円）×1%		140,100円
現役並みの所得者 <small>健保：標準報酬月額53万円以上79万円未満の方 国保：課税所得380万円以上</small>		167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%		93,000円
現役並みの所得者 <small>健保：標準報酬月額28万円以上50万円未満の方 国保：課税所得145万円以上</small>		80,100円＋ （医療費－267,000円）×1%		44,400円
一般所得者 （現役並みの所得者・低所得者以外）		18,000円	57,600円	44,400円
低所得者	Ⅱ（住民税非課税、年金収入80～160万円）	8,000円	24,600円	24,600円
	Ⅰ（住民税非課税、年金収入80万円以下）		15,000円	15,000円

（※2）高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。